

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【公開番号】特開2011-137015(P2011-137015A)  
 【公開日】平成23年7月14日(2011.7.14)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-028  
 【出願番号】特願2011-27692(P2011-27692)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/19 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/685 (2006.01)  
 A 6 1 K 35/54 (2006.01)  
 A 6 1 K 38/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/715 (2006.01)  
 A 6 1 P 1/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/19  
 A 6 1 K 31/685  
 A 6 1 K 35/54  
 A 6 1 K 37/02  
 A 6 1 K 31/715  
 A 6 1 P 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月8日(2011.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

壊死性全腸炎に罹りやすい乳児に投与することによって乳児における壊死性全腸炎の発生を減少させるための製剤の製造における少なくとも1つのリン脂質形態のn-6多不飽和脂肪酸の使用。

【請求項2】

前記少なくとも1つのリン脂質形態のn-6多不飽和脂肪酸がアラキドン酸を含んでいる、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記投与が経腸で実施される、請求項2に記載の使用。

【請求項4】

前記投与が非経腸で実施される、請求項2に記載の使用。

【請求項5】

前記少なくとも1つのリン脂質形態のn-6多不飽和脂肪酸が、少なくとも1つのn-3多不飽和脂肪酸と組合わされて投与される、請求項1に記載の使用。

【請求項6】

前記n-3多不飽和脂肪酸がドコサヘキサエン酸を含んでいる、請求項5に記載の使用。

【請求項7】

前記リン脂質形態のn-6多不飽和脂肪酸がアラキドン酸を含んでおり、前記n-3多

不飽和脂肪酸がドコサヘキサエン酸を含んでいる、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 8】

前記投与が、1日につき1kgあたりアラキドン酸1.0から60mg、及び1日につき1kgあたりドコサヘキサエン酸0.25から35mgを前記乳児に供給するのに十分な量の、アラキドン酸とドコサヘキサエン酸とを含む経腸組成物を供給することにより実施される、請求項 7 に記載の使用。

【請求項 9】

ドコサヘキサエン酸に対するアラキドン酸の重量比が、2から4の範囲である、請求項 8 に記載の使用。

【請求項 10】

前記リン脂質形態のn-6多不飽和脂肪酸及び前記n-3多不飽和脂肪酸が、卵レシチン、真菌油、藻油、及び海洋油から成る群から選ばれる1つ又はそれ以上の源から独立して選ばれる長鎖脂肪酸である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 11】

前記n-3多不飽和脂肪酸が、リン脂質形態である、請求項 5 に記載の使用。

【請求項 12】

前記非経腸溶液が、1リットルあたり少なくとも20mgのアラキドン酸と、1リットルあたり少なくとも10mgのドコサヘキサエン酸とを含む、請求項 4 に記載の使用。

【請求項 13】

前記溶液が、1リットルあたり20から200mgのアラキドン酸と、10から50mgのドコサヘキサエン酸とを含む、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 14】

1日につき1kgあたり少なくとも2.0mgのn-6多不飽和脂肪酸を供給するのに、十分な量の、タンパク質、炭水化物及びリン脂質を含む経腸栄養組成物を前記乳児に与えることにより実施される、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 15】

前記栄養供給がさらに、1日につき1kgあたり少なくとも0.5mgのn-3多不飽和脂肪酸をも供給する、請求項 14 に記載の使用。

【請求項 16】

前記栄養供給が、1日につき1kgあたり少なくとも2.0mgのアラキドン酸と少なくとも0.5mgのドコサヘキサエン酸とを供給する、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 17】

前記経腸組成物が卵リン脂質を含んでいる、請求項 16 に記載の使用。